

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申  
(答申第1376号)

平成28年12月22日

横情審答申第1376号

平成28年12月22日

横浜市長 林 文子 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 藤原 静雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく  
諮問について（答申）

平成28年1月12日消人第1135号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「人事課員が議員に調査した結果を作成するに当たって本年10月中に発生  
した超過勤務時間」の非開示決定に対する異議申立てについての諮問

## 答 申

## 1 審査会の結論

横浜市長が、「人事課員が議員に調査した結果を作成するに当たって本年10月中に発生した超過勤務時間」を非開示とした決定は、妥当である。

## 2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「人事課員が議員に調査した結果を作成するに当たって本年10月中に発生した超過勤務時間」（以下「本件申立文書」という。）の開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成27年11月30日付で行った非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるといものである。

## 3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件申立文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）第2条第2項に規定する行政文書が存在しないため非開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

- (1) 消防局総務部人事課（以下「人事課」という。）の課員が、議員へ報告するための調査結果の作成（以下「調査結果作成業務」という。）をするに当たって、平成27年10月中に発生した正規の勤務時間以外の勤務（以下「超過勤務」という。）時間については、超過勤務を行った場合には超過勤務等命令簿に記載し、決裁を受けることとなっている。同日に複数の業務を行った場合、業務ごとの従事時間を記載するのではなく、超過勤務として行った複数の業務の従事時間をまとめて、超過勤務時間を記載していることから、調査結果作成業務のみに対する超過勤務時間を特定することはできない。
- (2) また、超過勤務等命令簿には、超過勤務時間について詳細な内訳を記載することとはしていないため、本件において対象とされた行政文書は、作成又は取得しておらず、保有していないため、非開示とした。

## 4 異議申立人の本件処分に対する意見

異議申立人（以下「申立人」という。）が、異議申立書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 非開示決定の取消全面開示を求める。
- (2) 特定の行為を行った職員が文書訓戒になったが、担当課長からの話によると、懲戒処分に該当せず文書訓戒であった理由として、本人は体調不良でやむを得ず特定の行為を行ったためとのことであった。

このことに関して担当課長は、申立人の家族が議員に報告したために税金がかかっているという内容を電話で言ったため、人件費に対して担当課長が認識している金額の開示を要求する。担当課長との電話での録音記録がある。

- (3) 特定の行為をしたことは極めて悪質であり市民に説明する義務がある。
- (4) バイタルサインの測定と観察結果の公表を求めたが拒否したため、観察結果と特定の行為をした合理的な説明がない。当該処分で発生した金銭についての人事課からの知りえる限りの情報を求めたい。

## 5 審査会の判断

- (1) 消防局における職員の超過勤務の取扱いについて

実施機関では、職員の勤務時間について、横浜市一般職職員の勤務時間に関する条例（昭和26年12月横浜市条例第61号）により定めているほか、消防局では、横浜市消防職員の勤務時間等に関する規程（昭和48年6月消防局達第9号）により、消防局長の任命に係る消防職員の勤務時間、休憩時間等について定めている。

業務上では、予測できない臨時的な仕事や、緊急を要する仕事が発生することが避けられない場合もあるため、上司の命令のもと、超過勤務を行っている。

超過勤務を行う場合には、超過勤務等命令簿により、所属長の承認を受けなければならないとされている。

超過勤務等命令簿は、職員ごとに作成され、職員の所属、職員番号及び氏名が記載されているほか、決裁欄、業務内容欄、月日（曜）欄、命令時間欄、振替日欄、従事時間欄、休憩時間1欄、休憩時間2欄、超過勤務欄、休日勤務欄及び夜勤欄の各欄があり、超過勤務等に従事した日ごとに記載がされている。

- (2) 本件申立文書について

本件請求に係る開示請求書には、開示請求に係る行政文書の名称又は内容として「人事課員が議員に調査した結果を作成するに当たって本年10月中に発生した超過勤務時間」と記載されていることから、本件申立文書は人事課員が調査結果作成業務を行うに当たって平成27年10月中に発生した超過勤務時間の把握できる文書であると解される。

(3) 本件申立文書の不存在について

ア 上記(1)で述べたとおり、実施機関では、超過勤務を行った場合には、超過勤務を行った業務内容や従事時間等が超過勤務等命令簿に記載をしていることから、超過勤務等命令簿は職員の超過勤務の内容を確認できる文書であるといえる。

しかし、実施機関の説明によると、実施機関の職員が超過勤務を行う場合には超過勤務等命令簿に記載し、決裁を受けることとなっているものの、同日に複数の業務を行う場合、超過勤務等命令簿には業務ごとの従事時間を個別に記載しているのではなく、時間外に行う複数の業務の従事時間をまとめて、連続した超過勤務時間ごとに超過勤務時間を記載しているとのことであった。また、超過勤務等命令簿には、超過勤務時間内に行った業務について、詳細な内訳の記載はしていないとのことであった。

このため、調査結果作成業務のみに対する超過勤務時間を特定することはできないとのことであった。

イ そこで、当審査会が、調査結果作成業務を担当した人事課員に係る平成27年10月中の超過勤務等命令簿を見分したところ、超過勤務の業務内容として調査結果作成業務を行ったことが分かる記載は確認されなかった。また、超過勤務等命令簿の記載は、連続した超過勤務時間ごとに行われていること及び超過勤務時間について詳細な内訳を記載していないことも認められた。

以上のことを考え合わせると、本件申立文書を作成していないという実施機関の説明に不自然な点はない。また、そのほかに本件申立文書の存在を推認させる事情も認められなかった。

(4) 結論

以上のとおり、実施機関が本件申立文書を存在しないとして非開示とした決定は、妥当である。

(第三部会)

委員 藤原静雄、委員 金井恵里可、委員 久保博道

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成28年1月12日	・実施機関から諮問書及び非開示理由説明書を受理
平成28年1月21日 (第192回第三部会) 平成28年1月28日 (第282回第一部会) 平成28年1月29日 (第285回第二部会)	・諮問の報告
平成28年10月6日 (第201回第三部会)	・審議
平成28年10月20日 (第202回第三部会)	・審議
平成28年11月17日 (第203回第三部会)	・審議
平成28年12月1日 (第204回第三部会)	・審議